

砂川市訓令第10号

令和8年4月1日

砂川市嘱託型地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市嘱託型地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市嘱託型地域おこし協力隊設置要綱（平成24年訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、地域協力活動として地場産業等に従事する隊員が、次に掲げる要件の下、任用期間終了後に当該地場産業等に係る起業又は事業承継を行うため、3年を超えて当該地域協力活動を行うことを希望し、活動期間の延長について市長が必要と認めた場合には、2年を上限として当該活動期間を延長し、最長5年とすることができる。

第4条第1項に次の3号を加える。

- (1) 市長が、当該地場産業等の存続及び継承を地域における必要なものとして認めたものであること。
- (2) 起業の場合は、1人以上を新規に雇用することとし、事業承継の場合は、承継する事業に係る雇用者数を維持すること。
- (3) 市内に定住し、かつ起業又は事業承継を行うこと。

第7条第3項中「乗じた」を「準じた」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。